



暮らしのしおり

令和2年度版

- ② 主な施設
- ④ 届出・証明
- ⑥ 防災
- ⑦ 税金
- ⑧ 国民健康保険
- ⑨ 年金
- ⑩ 介護保険
- ⑪ 子育て支援
- ⑫ 福祉医療・後期高齢者医療
- ⑫ 補助・助成
- ⑭ 市役所庁舎内電話番号一覧
- ⑯ 公共施設等の電話番号一覧



主な施設

特に記載のない施設の休館日は次のとおり
月曜日(祝日を除く)、年末年始

中心市街地拠点施設アンフォーレ

本館(図書情報館、ホール、証明・旅券窓口センター等)、広場、公園、駐車場(有料)、南館(スーパーマーケット、カルチャースクール)の複合施設。

■総合案内・ホール、広場等(☎76)1400

開館時間→午前9時～午後9時 休館日→第2火曜日・偶数月第4火曜日(祝日を除く)、年末年始

■証明・旅券窓口センター(☎71)2266(本館1階)

開業時間→午前9時～午後5時 休業日→同上、旅券(パスポート)業務は土曜・祝日も休み(日曜日は受取のみ可) ※詳細は5ページに掲載しています。

■図書情報館(☎76)6111(本館2～4階)

開館時間→午前9時～午後8時、土・日曜日・祝日は午前9時～午後6時 休館日→火曜日・第4金曜日(祝日を除く)、年末年始、特別図書整理期間

歴史博物館(☎77)6655)

安城を中心に、西三河の歴史を学ぶ施設。常設・特別・企画展示、体験講座、歴博演芸場等を実施。

開館時間▶午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) 観覧料▶常設展→一般200円 特別展→有料(団体割引等有、中学生以下は無料) 企画展→無料

市民ギャラリー(☎77)6853)、埋蔵文化財センター(☎77)4490)

市民ギャラリーは、美術作品等の発表、市主催の展示、美術講座の開催等。埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の発掘調査、研究、整理、収蔵、整理した土器の展示等。作業の見学も可。

開館時間→午前9時～午後5時(市民ギャラリー展示室は延長の場合あり) 入場料→無料(展示者が入場料等を徴収する場合あり)

丈山苑(☎92)7780)

江戸時代の文人、石川丈山の風雅を体感できる施設。建物は、京都の詩仙堂の雰囲気を生誕地に再現している木造建築。呈茶のサービス(350円)あり。

開苑時間→午前9時～午後5時(入苑は午後4時30分迄) 入苑料→一般100円(団体割引等有、中学生以下無料)

堀内公園(☎99)5947)

高さ35mの観覧車、メリーゴーランド、電動汽車、サイクルモノレール等の有料遊具の他、ふわふわドーム、芝すべり、すくすくランド、芝生広場等で楽しめます。運休日は有料遊具と芝すべり・ふわふわドーム等の利用は不可。入園は自由。

有料遊具利用時間→午前9時～午後4時30分、夏休み期間の金・土・日曜日は午前9時～午後6時(平日の正午～午後1時は休止) 運休日→毎週火曜日(祝日を除く)

市民会館(☎75)1151)

1200席のホール、ホワイエ、楽屋、リハーサル室、会議室、講座室、視聴覚室、和室、展示室等。

申込み→ホールは利用月の12カ月前、会議室は3カ月前、楽屋・リハーサル室は1カ月前の開館初日から申込可 開館時間→午前9時～午後9時 休館日→火曜日(祝日を除く)、年末年始

青少年の家(☎76)3432)

青少年グループの活動拠点として、講座・イベント参画等を通じ、余暇を有意義に過ごすための施設。

申込み→利用月を含めた2カ月前(青少年団体は3カ月前)の初日から予約可 開館時間→午前9時～午後10時(第3日曜日は午後5時まで)

へきしんギャラクシープラザ(文化センター/☎76)1515)

502席のホール、展示室、会議室、和室、音楽室、クッキングルーム、プラネタリウム等。

申込み→ホールと展示室は利用月の12カ月前、その他の部屋は3カ月前の開館初日から申込可 開館時間→午前9時～午後9時

休日夜間急病診療所(☎76)2022)

休日、平日夜間の内科・小児科、休日の歯科の急病患者を診療。

受付▶内科・小児科→月～金曜日(祝日を除く)午後8時～10時、土曜日午後5時～9時、日曜日・祝日・12月30日～翌年1月3日午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分・午後5時30分～9時 歯科→日曜日・祝日・12月30日～翌年1月3日午前8時30分～11時30分・午後1時～4時30分 持ち物→健康保険証、受給者証(子ども、福祉等)、現金

市民交流センター(☎71)0601)

世代を超えた市民相互の交流・市民活動支援の拠点として、市民活動をこれから始めたい人や関心のある人に市民交流の場の提供と相談業務を行う施設。

申込み→多目的ホールは年2回次半期の予約可。それ以外は全室利用月の2カ月前から予約可 開館時間→午前9時～午後9時

教育センター(☎75)1010)

教育に関する専門的な施設。教職員の研究活動を支援し、研修・調査研究・教育相談(適応指導教室含む)・教育情報活用に関する事業を推進。

開館時間→午前8時30分～午後7時(教育相談は午前9時～正午、午後1時～5時) 休館日→土・日曜日、祝日、年末年始



主な施設

総合運動公園

陸上競技場、多目的グラウンド、野球場、デンソー
ブライトペガサスタジアム(安城市ソフトボール場)、
テニスコート(各夜間照明設置)等。すべり台等の遊具
がある公園もあり。申込み⇒事前に東祥アリーナ安城
(安城市体育館/☎(75)3535)へ

東祥アリーナ安城(安城市体育館/☎(75)3535)

アリーナ、卓球場、剣道場、柔道場、弓道場、ラン
ニングコース(1周200m)等。申込み⇒同館へ 開館
時間⇒午前8時30分～午後9時

スポーツセンター(☎(75)3545) ※改修工事のため8月3日まで休館予定

アリーナ、25m温水プール、トレーニングルーム(要
講習)、エアロビクスルーム等。

開館時間▶アリーナ、トレーニングルーム⇒午前9時
～午後9時 プール⇒午後1時～9時(土・日曜日、
祝日、夏休み期間は午前10時～午後9時) 休館日⇒
毎週月曜日(祝日を除く)、年末年始、点検日(プールのみ)

マーメイドパレス(☎(92)7351)

流水・造波プール、ウォータースライダー、25mプ
ール、トレーニングルーム(要講習)等。

開館時間▶プール⇒平日⇒午後1時～8時(6月～9
月は午後9時まで。夏休み期間は午前10時～午後9
時) (土日祝)⇒午前10時～午後8時(6月～9月は午後
9時まで) トレーニングルーム⇒午前10時～午後9
時 休館日▶毎週月曜日(祝日を除く)、年末年始、点
検日。夏休み期間中は無休。

安城産業文化公園デンパーク(☎(92)7111)

園内は、約3300種・30万株もの花々で彩られ、四季折
々の花壇を楽しめる。花の大温室フローラルプレイス
では、デンマークの街並みを再現。この他、体験施設
クラブハウスや風車の広場、日本最大級の木製遊具「リ
ーチ・フォー・ザ・スカイ」、室内遊び場「あそぼ～ネ」等。
開園時間⇒午前9時30分～午後5時(入園は閉園30分
前まで。イベント開催時期や季節によって変更の場合
あり) 入園料⇒大人700円、小・中学生300円(高齢
者・団体・障害者は割引あり) 休園日⇒毎週火曜日
(祝日の場合は翌平日)、12月31日～翌年1月1日、1
月25日～2月2日(イベント等により変更の場合あり)

総合斎苑(☎(72)6626)

通夜から初七日までの葬送ができる施設。洋式場、
和式場、待合室、火葬炉(人体、動物、汚物)等。
予約⇒葬祭業者を通して総合斎苑予約システムから申
し込むか、直接電話で同苑へ 開苑時間⇒午前8時30
分～午後5時15分(通夜の利用は葬祭棟のみ午後5時
～翌日午前8時) 休苑日⇒1月1日、点検日

子ども発達支援センター あんステップ月(☎(77)7795)

発達に心配や遅れのある子ども(18歳まで)に対し、
継続した相談・療育支援を行う施設。
開館時間⇒午前8時30分～午後5時15分 休館日⇒日
曜日、祝日、年末年始

アグリライフ支援センター(☎(92)6200)

市民が「農」を楽しみ「農」ある暮らしを目指す拠点と
して、各種体験講座を実施。各講座の申込方法等詳細
は、広報紙や市HPで告知します。

開館時間⇒午前8時30分～午後5時15分 休館日⇒月
曜日、祝日、年末年始

環境クリーンセンター(☎(92)0178)

ごみの焼却と、し尿の中間処理施設。
受付⇒月～金曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午・
午後1時～4時45分、第3日曜日(家庭ごみに限る) 午
前8時30分～正午 搬入料金⇒家庭ごみ10kgにつき50
円(30kg以下の場合は無料)、事業ごみ10kgにつき100円
休業日⇒土・日曜日(第3日曜午前中を除く)、年末年始

リサイクルプラザ(☎(76)3053)

不燃物・粗大ごみの破砕、家具等の再生、びん・缶
類の選別をするごみ中間処理施設。
受付⇒月～金曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午・
午後1時～4時45分、第3日曜日(家庭ごみに限る) 午
前8時30分～正午 搬入料金⇒家庭ごみ10kgにつき50
円(30kg以下の場合は無料)、事業ごみ10kgにつき100円
休業日⇒土・日曜日(第3日曜午前中を除く)、年末年始

せん定枝リサイクルプラント(☎(77)4185)

果樹や街路樹などのせん定枝をたい肥化する施設。
受付⇒月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午・
午後1時～4時45分 搬入料金⇒市民は10kgにつき50
円(30kg以下の場合は無料)、市内から発生するせん定
枝等を取り扱う造園業者・果樹栽培農家は10kgにつき
60円 休業日⇒日曜日、年末年始

エコらんど(☎(76)3053)

家庭から出る資源ごみの総合リサイクルステーショ
ン。他のリサイクルステーションで回収できる品に加
え、びん・缶、危険ごみ等をはじめ様々な品を回収し
ます(出し方等の詳細は市HPで確認してください)。

また、乾燥式生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを
トイレトーパーやごみ袋等と交換しています。
受付⇒毎日(祝日を含む)。夏期(4月～9月)は午前8
時30分～午後6時、冬季(10月～3月)は午前8時30分
～午後5時 休業日⇒1月1日～3日

申請者(届出人)の本人確認できるものは次の①②のいずれか(4・5ページ共通)

- ①運転免許証・パスポート・在留カード又は特別永住者証明書・マイナンバーカード・その他官公庁が発行する顔写真付身分証明書のうち1点
- ②健康保険証・介護保険証・年金証書・年金手帳等のうち2点



届出・証明

☎市民課届出係(☎71)2268

<戸籍の届出>

■出生届

- 届出期間 出生日を含めて14日以内
- 届出人 生まれた子の父又は母
- 届出場所 届出人の本籍地か所在地又は出生地の市町村
- 持ち物 ①出生届 ②届出人の認め印 ③母子手帳
- ④養育者の健康保険証・預金通帳(児童手当手続き用)

■死亡届

- 届出期間 死亡の事実を知った日から7日以内
- 届出人 死亡者の親族
- 届出場所 死亡者の本籍地、死亡地又は届出人の所在地の市町村
- 持ち物 ①死亡届(死亡診断書) ②届出人の認め印
- ※以降該当者のみ ③国民健康保険証 ④国民年金証書(年金受給者のみ) ⑤後期高齢者医療保険証 ⑥介護保険証 ⑦各種医療受給者証

■婚姻届

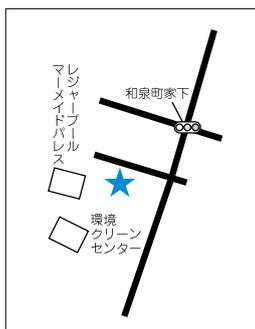
- 届出人 夫となる人及び妻となる人
- 届出場所 夫又は妻の本籍地又は住所地の市町村
- 持ち物 ①婚姻届 ②届出人の認め印(夫・妻)
- ③戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 届出地に本籍がある人は不要 ④届出人の本人確認ができるもの ※以降「氏」が変わり、かつ該当者のみ ⑤マイナンバーカード ⑥住民基本台帳カード ⑦国民健康保険証
- その他 未成年者の婚姻には父母の同意が必要

■支所(地区に関係なく誰でも利用できます)

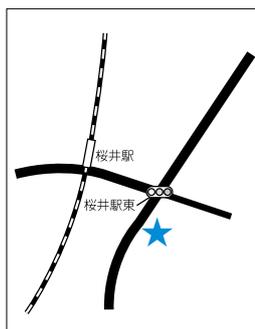
- 開所時間 平日午前8時30分～午後5時15分

- 主な取扱業務 ①戸籍の届出(出生・死亡・婚姻等) ②転出・転入・転居等の届出 ③住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、除籍証明書、改製原戸籍謄(抄)本、戸籍の附票、身分証明書等の発行 ④印鑑登録と印鑑登録証明書の発行 ⑤所得・納税・固定資産証明書の発行 ⑥原動機付自転車の登録・廃車(125cc以下)の届出 ⑦市税等の支払い、口座振替の申請 ⑧国民健康保険の加入・脱退の届出
- ※申請者の本人確認ができるものが必要。

明祥支所
(明祥プラザ内)
和泉町大下38-1
(☎92)0002



桜井支所
(桜井公民館内)
桜井町大役田1-1
(☎99)0861



北部支所
(北部公民館内)
里町4-12-4
(☎98)8468



<住民登録に関する届出>

※代理人が届出する場合、委任状が必要です。

■転居届(安城市内での住所変更)

- 届出期間 引っ越した日から14日以内
- 届出する人 本人又は世帯主、同一世帯の人
- 持ち物 ①届出する人の本人確認ができるもの
- ※以降該当者のみ ②マイナンバーカード(全員分) ③住民基本台帳カード ④在留カード又は特別永住者証明書(全員分) ⑤国民健康保険証 ⑥後期高齢者医療保険証 ⑦介護保険証 ⑧各種医療受給者証

■転出届(安城市から市外への住所変更)

- 届出期間 引っ越しする日の前後14日以内
- 届出する人 本人又は世帯主、同一世帯の人
- 持ち物 ①届出する人の本人確認ができるもの
- ※以降該当者のみ ②マイナンバーカード又は住民基本台帳カード ③印鑑登録証 ④国民健康保険証 ⑤後期高齢者医療保険証 ⑥介護保険証 ⑦各種医療受給者証

■転入届(市外から安城市内への住所変更)

- 届出期間 引っ越した日から14日以内
- 届出する人 本人又は世帯主、同一世帯の人
- 持ち物 ①転出証明書(転入の特例の場合はマイナンバーカード又は住民基本台帳カード) ②届出する人の本人確認ができるもの
- ※以降該当者のみ ③マイナンバーカード(全員分) ④住民基本台帳カード ⑤在留カード又は特別永住者証明書(全員分)
- その他 海外から転入する場合は、全員のパスポート(入国日が確認できる入国スタンプ(証印)が押印されているもの)が必要



届出・証明

☎▶市民課証明係(☎(71)2221)
証明・旅券窓口センター
(アンフォーレ本館内/☎(71)2266)

■印鑑登録

登録できる印鑑➡①8mmの正方形に収まらず、かつ25mmの正方形に収まるもの ②同じ世帯内で他の人が登録していないもの ③住民票に記載されている氏名を表しているもの 手数料➡200円

●本人が申請する場合 持ち物➡①登録する印鑑 ②申請者の本人確認ができる官公庁発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等) ③②に該当するものがない場合、既に安城市で印鑑登録している人に保証人になってもらい、申請書(保証人の署名と登録印の押印が必要)と登録する印鑑と申請者の本人確認ができるもの(保険証等) ※②、③ともない場合は問い合わせてください。

●代理人が申請する場合 持ち物➡①委任状 ②登録する印鑑 ③代理人の本人確認ができる官公庁発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※本人あてに照会文書を送付。後日、回答書を記入し、委任状と本人・代理人の本人確認ができるもの(運転免許証等)と認め印を持って市民課へ。なお、印鑑登録証明書は、回答書提出後の発行となるため、即日交付はできません。

■住民票

申請できる人➡本人又は同一世帯員 ※代理人が申請する場合は委任状が必要 持ち物➡申請者の本人確認ができるもの 手数料➡1通200円

■印鑑登録証明書

持ち物➡印鑑登録証、申請者の本人確認ができるもの 手数料➡1通200円

■戸籍証明書、附票、身分証明書

申請できる人➡本人、配偶者又は本人の直系親族。
※代理人が申請する場合は委任状が必要。身分証明書については本人のみ申請可能。戸籍証明書は本籍が安城市にある人のみ交付可能 持ち物➡申請者の本人確認ができるもの 手数料(1通の金額) ➡①戸籍全部(個人)事項証明書450円 ②除籍証明書・改製原戸籍謄(抄)本750円 ③戸籍の附票200円 ④身分証明書200円

■所得・納税・固定資産証明書

申請できる人➡本人又は同一世帯員 ※代理人が申請する場合は委任状が必要 手数料➡1通200円(車検用納税証明書は無料)、固定資産名寄せは1通100円 持ち物➡申請者の本人確認ができるもの

■証明書コンビニ交付サービス

取得できる証明書➡住民票、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票 利用可能時間➡毎日、午前6時30分～午後11時(年末年始・保守点検日を除く) 必要なもの ➡マイナンバーカード

■証明・旅券窓口センター

(アンフォーレ本館内)

アンフォーレ本館1階でパスポートの申請・受取、住民票や戸籍証明書等の証明書発行を行っています。(アンフォーレ休館日➡毎月第2火曜日(祝日除く)、偶数月第4火曜日(祝日除く)、年末年始)

●パスポートの申請及び受取 取扱日時▶申請➡月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日及びアンフォーレ休館日を除く) 受取➡月曜日～金曜日、日曜日午前9時～午後5時(祝日及びアンフォーレ休館日を除く) 申請できる人▶日本国籍を有し、安城市に住居登録がある人 持ち物▶①写真(縦4.5cm×横3.5cm) ②戸籍全部(個人)事項証明書 ③本人確認書類(代理申請の場合は代理人の本人確認書類も必要) ④前回取得したパスポート

●証明書発行 取扱日時▶アンフォーレ休館日を除く毎日午前9時～午後5時 取扱業務▶①住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、除籍証明書、改製原戸籍謄(抄)本、戸籍の附票、身分証明書等の発行 ②印鑑登録と印鑑登録証明書の発行 ③所得・納税・固定資産証明書の発行

※いずれも申請者の本人確認ができるものが必要です。
※証明書発行に際し、市役所への確認が必要な場合、発行できないことがあります。

■転校(小・中学校について)

☎▶学校教育課学事係(教育センター内/☎(71)2254)

※住所変更(市内転居・市外転出)手続き▶市民課届出係(☎(71)2268)

●市内での転居 市民課で転居の手続きをすると「就学校指定通知書」が発行されます。通知書に記載されている学校に、同通知書と、それまで在籍していた学校で発行された関係書類(在学証明書・教科用図書給与証明書)を提出してください。

●市外への転出 安城市役所市民課で転出届を出した後、転出先の市町村で住民登録し、それまで在籍していた学校で発行された関係書類(在学証明書・教科用図書給与証明書)を転校先の学校へ提出してください。



防災

問▶危機管理課(☎<71>2220)

■避難所一覧

地区	避難所
北部	北部公民館(洪)、里町小学校(洪)、志貴小学校、安城北部小学校(洪)、東山中学校(洪)
作野	作野公民館、今池小学校、作野小学校(洪)、梨の里小学校、篠目中学校
二本木	二本木公民館、二本木小学校、みその保育園
東部	東部公民館、安城東部小学校、安城東高等学校
中部	中部公民館、安城中部小学校、新田小学校、安城北中学校、市体育館、青少年の家、安城農林高等学校、安城市民交流センター
中央	文化センター、桜町小学校、錦町小学校
昭林	昭林公民館、安城南中学校、赤松保育園、安城高等学校
安祥	安祥公民館(洪)、祥南小学校、安城南部小学校(洪)、安祥中学校(洪)、ゆたか保育園(洪)
西部	西部公民館、安城西部小学校、高棚小学校、三河安城小学校、安城西中学校、みのわ保育園、えのき保育園
明祥	明祥公民館(明祥プラザ)(洪)、丈山小学校(洪)、明和小学校(洪)、明祥中学校、城ヶ入保育園
桜井	桜井公民館(洪)、桜井小学校(洪)、桜林小学校(洪)、桜井中学校(洪)、三ツ川保育園(洪)、安城南高等学校(洪)

※下線部の避難所には、医療機関による救護所を設置。
 ※(洪)は、水害時に使用できない施設です。

福祉避難所 北部(洪)・作野・総合・西部・桜井(洪)・中部・安祥(洪)・明祥(洪)の各福祉センター

広域避難場所 総合運動公園、安城公園、秋葉公園(洪)

■非常持ち出しリスト

いつでも持ち出せる身近な場所に保管しましょう。
 水・食料は可能な限り1週間分程度、最低でも3日分を備蓄しましょう。

男性15kg、女性10kgが重さの目安です	
飲料水(1人1日3ℓ)	衣類・下着類
非常食(アルファ化米・缶詰等)	軍手、マスク
救急医療品(絆創膏、傷薬等)	タオル・ティッシュ
常備薬、お薬手帳	ビニール袋
ヘルメット、防災ずきん	ライター、マッチ
ホイッスル	ナイフ、缶切り
現金・貴重品(預金通帳・印鑑等)	懐中電灯、予備の電池・電球
簡易トイレ	携帯ラジオ、予備の電池
免許証・保険証のコピー	携帯電話の充電器・バッテリー

■感震ブレーカー



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)

(経済産業省ホームページより)

感震ブレーカーとは、地震により設定値以上の揺れを感知したときに、自動的にブレーカーを落とすことでコンセント等屋内への電気を止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

●感震ブレーカーの設置補助

市内にある住宅に分電盤タイプの製品を設置する場合に補助金を交付しています。詳しくは問い合わせてください。

■災害時には正しい情報を入手することが大切です

市からの災害緊急情報は、次の方法で入手できます
市ホームページ「望遠郷」(緊急災害情報のページ)
市広報フェイスブック、市公式ツイッター(@Anjo_City)、市LINE公式アカウント
防災ラジオ
安全・安心情報メール
Yahoo!防災速報(スマホアプリ)
KATCH(キャッチ)の災害情報サイト
緊急速報メール(エリアメール)

■防災ラジオ

ピッチFMを利用した緊急情報を受信すると、自動的に起動し、安城市の緊急放送が流れるラジオです。危機管理課で2000円で販売しています(詳細は問い合わせてください)。





税金

■市民税・県民税 図▶市民税課(☎(71)2214)

前年の所得に対して課税され、その年の1月1日に住所がある市町村に納める税金です。住所がない場合でも事務所などがある人は、均等割のみを納めます。

●税率 「均等割」「所得割」の2つの税率があります。
均等割の税率▶市民税年間3500円、県民税年間2000円
所得割の税率▶課税所得金額[所得(収入-経費)-各種所得控除]の10% (市民税6%、県民税4%)

■固定資産税・都市計画税

図▶資産税課：土地▶(☎(71)2256)
：家屋、償却資産▶(☎(71)2215)

●固定資産税

毎年1月1日に市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納める税金です。

●都市計画税

道路や下水道の整備等の都市計画事業に必要な費用に充てられる税金です。毎年1月1日に市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している人が、固定資産税と合わせて納めます。

●固定資産税・都市計画税の税額

固定資産税課税標準額×1.4%＝固定資産税
都市計画税課税標準額×0.3%＝都市計画税

■市税の納期 図▶納税課(☎(71)2216)

下表のとおり。納期限は毎月末日(12月のみ28日)。納期限が土・日曜日・祝日と重なる場合はその翌平日。

●便利で簡単な口座振替の利用を

市内各金融機関、市役所納税課、支所で申し込んでください。その際、振替希望の口座内容がわかるもの(通帳等)と通帳印が必要です。

令和2年度市税の納期一覧

税目等 納期限	市民税・ 県民税 (普通徴収)	固定資産 税・都市 計画税	軽自動車 税 (種別割)	国民健康 保険税
4月(30日(木))		1期 (全期前納)		
5月(6月1日(月))			全期	
6月(30日(火))	1期 (全期前納)			
7月(31日(金))		2期		1期
8月(31日(月))	2期			2期
9月(30日(水))				3期
10月(11月2日(月))	3期			4期
11月(30日(月))				5期
12月(28日(月))		3期		6期
1月(2月1日(月))	4期			7期
2月(3月1日(月))		4期		8期
3月(31日(水))				9期

■軽自動車税(種別割) 図▶市民税課(☎(71)2213)

毎年4月1日現在、原動機付自転車(原付)、軽自動車等を所有(又は使用)している人が納める税金です。下表は令和2年4月1日現在の年税額です。

●二輪車等の年税額

車種	総排気量等	年税額
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下で二輪	2,000円
	90cc超125cc以下で二輪	2,400円
	20cc超50cc以下で三輪以上	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下で二輪	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
二輪の被けん引車	ボートトレーラー等	3,600円

●軽四輪車等の年税額

車種		新規登録年月日 が平成 27年3月31 日以前	新規登録年月日 が平成 27年4月1 日以降	新規登録年月日 から13 年経過	
軽自動車	四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

「新規登録年月日」とは、車両が初めて標識番号の指定を受けた年月のこと。車検証の「初度検査年月」に記載。

●グリーン化特例

排出ガス性能・燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車については、新規登録年月日の翌年度の課税に限り、軽減された税額となります。

対象車種 (燃費内容)	電気自動車・天然 ガス自動車	ガソリン車・ ハイブリッド車(※)			
		A令和2年 度燃費基準 +30%達成 B平成27年 度燃費基準 +35%達成	A令和2年 度燃費基準 +10%達成 B平成27年 度燃費基準 +15%達成		
軽減率		75%軽減	50%軽減 25%軽減		
軽自動車	四輪 A乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	B貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円

(※)平成17年度排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排ガス基準50%低減車。



国民健康保険

問▶国保年金課(☎(71)2230)

国民健康保険

●国民健康保険

国民健康保険は、病気やケガをした時に、経済的負担を軽くし、安心して治療が受けられる大切な制度です。市内に住んでいる、次の①～⑤の人を除くすべての人は安城市の国民健康保険に加入しなければなりません。外国人も、住民登録のある人(ただし在留資格が特定活動で医療目的の人を除く)は対象となります。

①会社や事業所の健康保険に入っている人とその扶養家族 ②国、県、市町村、学校等の共済組合に入っている人とその扶養家族 ③日雇健康保険に入っている人とその扶養家族 ④生活保護を受けている人 ⑤後期高齢者医療に加入している人

●医療機関窓口での自己負担割合

小学校就学前	2割(※)
小学校就学後から70歳未満	3割(※)
70歳以上	2割または3割(所得状況に応じて変わります)

※本市では福祉医療制度により、通院は中学生まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)、入院は高校生世代まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)、保険診療分医療費の自己負担はありません。

●国民健康保険税

保険税額は、所得割額、均等割額、平等割額によって医療給付費課税額・後期高齢者支援金等課税額を算出します。40～64歳の人(介護保険の第2号被保険者)は、これに介護納付金課税額が加わります。

こんな時は14日以内に届出を

こんな時	特記事項	
国民健康保険に入る時	転入してきたとき	転入届の時に加入手続き
	勤め先の健康保険をやめたとき	「社会保険離脱の証明書(退職証明書等)」を持参
	子どもが生まれたとき	出生届の時に加入手続き
	生活保護を受けなくなったとき	—
国民健康保険をやめるとき	市外に転出するとき	転出届の時に手続き
	勤め先の健康保険に加入したとき	「勤め先の健康保険証」を持参
	死亡したとき	死亡届の時に手続き
	生活保護を受けるとき	—
そのほか	転居、世帯主変更や氏名変更、世帯分離や合併等	「変更前の保険証」を持参
	転出して学校へ入学するとき	「在学証明書」を持参
	転出して介護保険施設、児童施設等へ入所するとき	「入所または在園証明書」を持参
	保険証の再交付	「官公署発行の顔写真真付身分証明書(運転免許証等)」を持参

共通事項▶届け出時には印が必要(自署であれば印不要)、通知カード又はマイナンバーカードを持参してください。
 ※国民健康保険の保険証がある人は、保険証をお持ちください。

給付に関する手続き

保険証を忘れて、医療機関で実費診療を受けたとき	診療報酬明細書と領収書で申請。保険診療分のうち一部負担金を除いた額を支給
医師が認めたコルセットなどの治療用装具の費用を支払ったとき	医師の証明書と領収書で申請。一部負担金を除いた額を支給 ※靴型装具の申請については、装具の写真(本人が実際に装着する現物であることが確認できるもの)も必要。
自己負担限度額(加入者の所得によって変わる)を超えた医療費を支払ったとき	該当者に診療付きの約3カ月後に送付する通知により申請。高額療養費を支給
出産したとき	原則分娩機関に申請。出産育児一時金42万円または40.4万円を支給
死亡したとき	喪主が申請。「葬祭したことがわかるもの(領収証等)」を持参。葬祭費5万円を支給
交通事故や暴行に遭い、国民健康保険を使ったとき	加害者が弁償しなければならない。後日、国民健康保険から加害者に請求するため「第三者行為による被害届」を提出

共通事項▶届け出時には印が必要です。通知カード又はマイナンバーカード、国民健康保険の保険証を持参してください。



年金

問▶国保年金課(☎(71)2231)

■国民年金

●国民年金に加入する人

強制加入被保険者	
第1号被保険者	自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の人等で、20歳以上60歳未満の人
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
任意加入被保険者	
60歳以上65歳未満で、厚生年金保険・共済組合等に加入しておらず、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人	
20歳以上65歳未満で、海外に居住している日本人	
昭和40年4月1日以前に生まれた人で65歳以上70歳未満の人	

●国民年金基金とは

第1号被保険者を対象に、基礎年金に上積みした年金を支払う制度です。ただし、付加年金の加入者は、加入できません。

●国民年金保険料

国民年金保険料は20歳から60歳まで、40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、最低10年間の保険料納付が必要です。

国民年金保険料▶月額1万6540円(令和2年度)

●免除制度

法定免除▶生活保護法による生活扶助を受けている人、障害年金(1・2級)の受給権者

全額申請免除▶本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人、天災等で保険料納付が著しく困難な人

半額(4分の1、4分の3)申請免除▶本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下で保険料全額納付が困難な人

学生納付特例▶本人の所得が一定基準以下の学生

納付猶予▶本人・配偶者の所得が一定以下の50歳未満の人※10年以内であれば保険料を追納することができます。

ただし2年度を超えると追納額に一定の加算がされます。

●国民年金の受給

老齢基礎年金 保険料納付期間(免除期間を含む)が10年以上ある人が、65歳に達したときに受給。

年金額▶78万1700円(令和2年度、40年間納付した人)

障害基礎年金 原因となった疾病の初診日において、国民年金に加入している人が障害等級1級または2級の障害になったときに受給。ただし、加入期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間の合計が3分の2以上あることが必要。(初診日が令和8年3月31日以前のときは、直近の1年間に保険料の未納がなければよい)

なお、20歳以前に1級または2級の障害となった人は、20歳から受給。

遺族基礎年金 次の①~④のいずれかに該当する人が死亡したときに、18歳到達年度末日(3月31日)を経過していない子(障害のある子の場合は20歳未満)または子のある配偶者に支給。

①国民年金に加入している人

②国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所のある人

③老齢基礎年金の受給権者である人

④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人

※①②のいずれかの場合は、加入期間のうち保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要。(死亡日が令和8年3月31日以前のときは、直近の1年間に保険料の未納がなければよい)

●独自給付

付加年金 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めた人が、納めた月数×200円(年額)の金額を老齢基礎年金に加算されて受け取ることができる制度。ただし、国民年金基金の加入員は付加保険料を納めることができません。

寡婦年金 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けないで死亡した場合に、婚姻期間が10年以上あった妻に60歳から65歳までの間支給。

年金額▶夫が受給できた老齢基礎年金額の4分の3

死亡一時金 3年以上、第1号被保険者として国民年金保険料を納めた人が、年金を受給しないで死亡したとき、その遺族に支給。

支給額▶保険料を納めた期間に応じて12万円~32万円

外国人の脱退一時金 外国人で、保険料を納めた期間が6カ月以上あり、年金を受けずに帰国した場合、2年以内に請求すれば、脱退一時金を支給。



介護保険

高年齢福祉課 ☎(71)2290

■介護保険制度

介護を皆で支え合い、老後を安心して暮らせるよう、加入者が保険料を出し合い、介護が必要になったとき認定を受けて介護サービスを利用する制度。

●**介護保険加入者** 40歳以上の全員が対象。

第1号被保険者(65歳以上)▶原因を問わず、日常生活で介護や支援が必要となった場合に、要介護認定を受けてからサービスを利用。保険料は被保険者と世帯員

の所得に応じて14段階で定める。年額18万円以上の老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金受給者は年金から天引きの特別徴収で、それ以外の人は、市へ納付書または口座振替による普通徴収で個別納付

第2号被保険者(40歳~64歳)▶老化が原因とされる病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要と認められた場合に、要介護認定を受けてからサービスを利用。保険料は加入している医療保険に医療保険分とともに介護保険分を納める

●介護保険サービスを受けるには要介護認定を受ける必要があります

①申請	本人又は家族が高年齢福祉課に要介護認定を申請(地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等による代行も可)。第2号被保険者は特定疾病が原因の場合に限られる 申請に必要なもの▶要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証(第2号認定の場合)等 ※申請に必要な書類は問い合わせてください。
②認定調査	調査員が自宅等を訪問、認定調査票に基づき心身の状況 62項目と特別な医療 12項目を調査
③主治医意見書	本人の主治医が心身の状況の意見書を作成。意見書は、市から直接主治医へ依頼
④審査・判定	認定調査と主治医意見書の結果をコンピューターで一次判定。認定調査の特記事項、主治医意見書をもとに『介護認定審査会』で審査し、二次判定を実施
⑤認定	介護認定審査会の二次判定結果に基づき、「要介護1~5」「要支援1・2」「非該当(自立)」の8区分に認定し、認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付。認定結果は、原則として申請を受理した日から30日以内に通知。認定の有効期間は、原則として新規認定は6カ月、更新認定は12カ月
⑥介護サービス計画(ケアプラン)作成	本人の希望や家族の意見を踏まえ、心身の状況等から適切な居宅サービスまたは施設サービスが利用できるよう介護サービス計画を作成
⑦サービスの利用	かかった費用の1割(*)を負担(支給限度あり) ※一定以上の所得のある65歳以上は2割または3割。

●介護保険サービスを受けるには要介護認定を受ける必要があります

種別	対象	事業内容		
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより事業対象者と判定された人	訪問型サービス(ホームヘルプサービス) ●介護予防訪問サービス(着替えや歩行の支援等) ●生活支援訪問サービス(調理、買物支援等)	通所型サービス(デイサービス) ●介護予防通所サービス(入浴等の生活支援や訓練等) ●生活支援訪問サービス(訓練またはレクリエーション等)	短期集中型介護予防サービス(6カ月以内の集中的なリハビリ)
一般介護予防事業	65歳以上のすべての人	福祉センター、町内会等で実施する教室・講座(すっきり・しゃっきり健康体操、体操教室、サロン等)		

●中学校区別相談機関

(高齢者の生活や介護の相談・介護保険やサービスについての問合せはお住まいの地区の地域包括支援センターへ)

中学校区	名称	電話番号	中学校区	名称	電話番号
東山	地域包括支援センターさとまち	<96>3512	安祥	地域包括支援センター松井	<55>5355
安城北	地域包括支援センター中部	<71>0077	安城西	地域包括支援センターあんのん館	<71>3173
篠目	地域包括支援センター八千代	<97>8069	明祥	地域包括支援センターひがしばた	<73>8210
安城南	地域包括支援センター更生	<77>9948	桜井	地域包括支援センター小川の里	<73>3535



子育て支援

■子育て支援センター

乳幼児子育て相談、子育てサークルの育成・支援、育児講習会の開催、子育て情報の提供等。
開設日⇒月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時※安城市子育て支援センターのみ土曜日も開設。
あそびルームの開放⇒月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後3時30分 ※安城市子育て支援センターは月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時～午後4時及び第2・4土曜日午前10時～午後4時。

子育て支援センター	
安城市子育て支援センター	あんぱ〜く内/☎(72)2317
二本木子育て支援センター	二本木保育園内/☎(77)2774
あけぼの子育て支援センター	あけぼの保育園内/☎(97)2276
さくら子育て支援センター	さくら保育園内/☎(99)2100
和泉子育て支援センター	和泉保育園内/☎(92)8100

■児童センター

18歳未満の児童が自由に利用できる施設。児童厚生員が各種行事や遊びを指導。
開館時間⇒午前9時～午後5時
休館日▶中央・西部・安祥⇒毎週月曜日(敬老の日は開館)、5月3日～5日、年末年始 それ以外⇒毎週月曜日(祝日の場合は開館)、年末年始

子育て支援センター	
北部児童センター	北部公民館内/☎(98)3751
作野児童センター	作野公民館内/☎(74)3977
桜井児童センター	桜井公民館内/☎(99)3313
二本木児童センター	二本木公民館内/☎(77)8611
中部児童センター	中部公民館内/☎(74)8570
中央児童センター	総合福祉センター内/☎(77)7888
西部児童センター	西部福祉センター内/☎(72)6616
安祥児童センター	安祥福祉センター内/☎(73)5757
明祥児童センター	明祥プラザ内/☎(92)3521

■児童クラブ 図▶あんぱ〜く(☎(72)2319)

学校の授業後、両親や同居の親族が就労や病気等により、児童の面倒が見られない場合に預かる。
開設場所⇒市内全小学校区内(公立52カ所、民間4カ所) **対象児童**⇒小学1～6年生 **開設時間**⇒下校時～午後7時(学校休業日は午前7時30分～午後7時)
利用料金⇒月額5200円(8月は8600円)とおやつ代月額1000円。長期休業日のみの利用は、8月を除き月額2600円とおやつ代月額500円 ※民間はクラブにより異なります。

■あんじょうファミリー・サポート・センター

図▶あんぱ〜く(☎(72)2315)

「子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての協力をしてくれる人(提供会員)」が会員となり、

お互いに助け合う会員組織。次のような場合に提供会員が子どもを預かったり補助をしたりします。

- 保育園・幼稚園等の開始前・終了後
- 学校の放課後、児童クラブ(学童保育)開始前・終了後
- 子どもが軽度の病気の回復期等のとき
- 通院、看護、冠婚葬祭や兄弟の学校行事、買い物等外出の際等
- 新生児の入浴手伝い、健診の付き添い等

会員資格▶依頼会員⇒市内在住・在勤・在学の人で、0歳～小学6年生の子どもをもつ人 **提供会員**⇒市内在住で心身ともに健康で、自宅で子どもを預かることのできる人 **両方会員**▶提供会員と依頼会員とを兼ねる人
利用料金▶基本時間(月～金曜日の午前7時～午後7時)⇒1時間600円、その他⇒1時間700円 ※その他交通費等。

■利用者支援窓口 図▶あんぱ〜く(☎(72)2317)

子育て支援アドバイザーによる相談支援や子育て支援に係る施設の紹介。子育て情報・サービスの提案等。
開設日時⇒(火)～(金)午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) **対象**⇒18歳未満の子を持つ保護者・家族

■一時保育 図▶保育課(☎(72)2319)

保護者が仕事、出産、疾病、介護等のとき、一時的に子どもを預かる。

実施場所/対象年齢▶東部保育園・高棚保育園・みのわ保育園・三ツ川保育園・光徳保育園(私立)・根崎こども園(私立)・麦のうさぎ保育園(私立)⇒6カ月～5歳児
 よさみ保育園(私立)・てらべサニーサイド保育園(私立)⇒6週間～5歳児 **すずらん保育園(私立)**⇒6週間～2歳児 **げんきのもり保育園(私立)**⇒6カ月～2歳児
実施日時▶平日⇒午前8時30分～午後4時 **土曜日**⇒午前8時30分～正午 **利用料金(日額)**⇒0～2歳児2000円、3～5歳児750円(3～5歳児は、別途給食代及びおやつ代が必要) ※土曜日は半額。

■特定保育 図▶保育課(☎(72)2319)

保護者が、定期的(保育園の入園対象とならない程度で月64時間以上)に保育が困難な時に子どもを預かる。
実施場所/対象年齢▶三ツ川保育園・光徳保育園(私立)⇒6カ月～5歳児 ※実施日時・利用料金は一時保育と同じ。午前のみ・午後のみ・土曜日は半額。

■休日保育 図▶保育課(☎(72)2319)

保護者が日曜日や祝日に仕事等のとき、保育園で子どもを預かる。
対象⇒市内保育園に入所している生後6カ月～5歳児
実施場所⇒南部保育園・二本木保育園
実施日⇒日曜日、祝日(12月29日～翌年1月3日を除く)
保育時間⇒午前7時30分～午後6時30分の必要な時間
利用料金(日額)⇒0～2歳児2000円、3歳児1000円、4歳以上児900円 ※平日からの振替も可。



福祉医療・後期高齢者医療

福祉医療

問▶国保年金課(☎(71)2232)

区分	対象	内容
こども医療	通院→0歳～中学生(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで) 入院→0歳～高校生世代(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	保険診療分の自己負担額を助成
心身障害者医療	身体障害者手帳1～3級の人、4級の腎臓機能障害の人、4～6級の進行性筋萎縮症の人、療育手帳A・B判定の人、自閉症状群と診断された人	保険診療分の自己負担額を助成
母子・父子家庭医療	母子・父子家庭の親とその子、父母のいない子(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	保険診療分の自己負担額を助成
精神障害者医療	精神障害と診断され、入院治療を受けている人	保険診療分の自己負担額の半額を助成
	自立支援医療受給者証(精神通院)を所持して、通院治療を受けている人	自立支援医療(精神通院)の自己負担額を助成
	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	保険診療分の自己負担額を助成
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で障害者(各福祉医療の資格受給者)・戦傷病者手帳所持者・寝たきり・認知症・ひとり暮らし(非課税世帯)等	保険診療分の自己負担額を助成
養育医療	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児	保険診療分の自己負担額を助成

後期高齢者医療

問▶国保年金課(☎(71)2232)

対象	内容
75歳以上の人、65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定める程度の障害の状態にあり、県後期高齢者医療広域連合が認定した人	自己負担割合は1割(同一世帯に市県民税の課税所得が145万円以上ある被保険者のいる世帯の人は3割)



補助・助成

※補助の要件等、詳細は問い合わせてください。

担当▶公園緑地課(市役所北庁舎4階/☎(71)2244)

※全ての申請に賦課徴収資料の閲覧承諾書が必要です。詳細は問い合わせてください。

生垣等設置奨励補助金	対象 市内に住所や店舗を有し、樹木等で緑化する場合 補助額 樹木を植栽する場合→対象経費の2分の1(市街化区域のみ、上限6万円) 生垣を設置する場合→対象経費の2分の1(市街化区域は上限6万円、市街化調整区域は上限4万円) 駐車場を緑化する場合→必要経費の2分の1(市街化区域のみ、上限6万円) 手続き 工事着工前に申請書、工事見積書、図面、着工前の写真等を持って公園緑地課へ
松くい虫薬剤防除補助金	対象 松を植栽している土地の所有者又は管理者が、樹幹注入剤を注入または地上散布剤を散布する場合 ※松は健全木で、地上高1.2mの位置の直径が24cm以上。6年に1度。 補助額 薬剤代 手続き 工事着工前に申請書、工事見積書、図面、着工前の写真を持って公園緑地課へ
松くい虫被害木自主駆除補助金	対象 被害木の所有者または管理者が、松くい虫による被害木を自主駆除する場合 ※被害木は、マツノザイセンチュウの樹体内侵食で枯死したもので、地上高1.2mの位置の直径が24cm以上、樹高5m以上。 補助額 私有地→必要経費の2分の1と限度額のどちらか低い額 保全地区、神社、仏閣等 →必要経費の3分の2と限度額のどちらか低い額 ※1000円未満切り捨て。 手続き 工事着工前に申請書、工事見積書p、図面、着工前の写真を持って公園緑地課へ



補助・助成

担当▶環境都市推進課(市役所北庁舎2階/スマートハウス・次世代自動車▶☎(71)2280 浄化槽▶☎(71)2206)	
スマートハウス普及促進補助金	<p>対象 当年度中に、自らが居住する市内の住宅に新たに下記のシステムを購入し設置又は、システム付きの住宅を購入する人 ①住宅用太陽光発電システム(③と④又は④と⑤の設置が必要です) ②家庭用燃料電池システム ③家庭用リチウムイオン蓄電池システム ④家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ⑤住宅用次世代自動車充電システム ※③～⑤は、補助金の交付を申請する時点又は、実績報告する時点で、①又は②が設置されている必要があります。</p> <p>補助額 ①▶③及び④と同時に設置▶16万円 ④及び⑤と同時に設置▶11万円 ②▶5万円 ③▶10万円 ④▶1万円 ⑤▶5万円</p> <p>手続き 工事着工の15日前までに提出書類を持って環境都市推進課へ</p>
次世代自動車購入費補助金	<p>対象 当年度中に下記の車両を新車購入した市内に1年以上住所がある人や市内に本社・事業所等を有する事業者 ①燃料電池自動車 ②電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 ③超小型電気自動車</p> <p>補助額 ①▶30万円 ②▶5万円 ③▶5万円</p> <p>手続き 購入後に提出書類を持って環境都市推進課へ</p>
浄化槽設置補助金	<p>対象 市内在住者で、補助対象地域において、専用住宅又は併用住宅(居宅床面積が延べ床面積の2分の1以上)に居住し、住宅に設置されたみなし浄化槽を廃止し環境配慮型浄化槽に転換する人</p> <p>補助額 設置費▶浄化槽の人槽により異なります(市HPを参照) 転換に伴うみなし浄化槽の撤去費▶上限10万円 転換に伴う宅内配管工事費▶上限30万円</p> <p>手続き 設置計画を事前に環境都市推進課へ相談のうえ、工事着工前に申請</p>
担当▶ごみゼロ推進課(清掃事業所内/☎(76)3053)	
生ごみ処理機器購入補助金	<p>対象 市内在住者で、市内の販売店から生ごみ処理機器を購入した人。1世帯に生ごみ処理機1基、たい肥化容器2基、減量容器2基まで</p> <p>補助額 購入価格の2分の1(限度額▶バイオ式生ごみ処理機3万円、乾燥式生ごみ処理機3万円、たい肥化容器5000円、減量容器5000円。100円未満切り捨て) ※補助金交付後、5年経過した後(たい肥化容器は3年経過後)の買い替えも補助。</p> <p>手続き 購入時に販売店から渡される領収書、印鑑、振込口座のわかるものを持って、購入日から1カ月以内に清掃事業所へ</p>
担当▶土木課(市役所北庁舎3階/☎(71)2239) ※既存浄化槽転用雨水貯留槽については下水道課(市役所西庁舎2階/☎(71)2258)	
雨水貯留浸透施設設置補助金	<p>対象 ①市販雨水貯留槽(雨水タンク) ②浸透マス ③浸透管 ④浸透側溝 ⑤透水性舗装 ⑥既存浄化槽転用雨水貯留槽 その他同等の効果がある施設を設置する場合</p> <p>補助額 ①～⑤▶定めた限度額と工事費の2分の1のどちらか低い額 ⑥▶貯留量により定めた限度額と工事費の3分の2のどちらか低い額 ※①～⑥の併用可、ただし補助金の上限額は15万円。1000円未満切り捨て。</p> <p>手続き ①～⑤は工事着工前に土木課へ、⑥は工事着工前に下水道課へ</p>
担当▶建築課(市役所北庁舎3階/☎(71)2241)	
多世代住宅補助金	<p>対象 小学校修了前の子どもと三世代又は75歳以上の親と二世代で居住するための住宅の建築又は取得</p> <p>補助額 対象経費の3分の1。限度額は同居▶70万円、隣居▶35万円、近居▶20万円 空き家、耐震、マチナカ居住誘導区域の場合▶限度額に最大30万円加算</p> <p>手続き 建築又は取得後6か月以内に必要書類(補助区分によって変わります)を持って建築課へ。条件が多岐にわたるため、建築又は取得契約前の事前相談を推奨します。</p>
木造住宅の耐震改修費補助金	<p>対象 市が実施する専門家の耐震診断を受けた人で、耐震診断の判定値が基準値未満と判定され、耐震改修後の判定値を基準値以上とする工事等</p> <p>補助額 上限120万円 ※耐震診断は無料(昭和56年5月31日以前着工の木造住宅に限る)。</p> <p>手続き 工事着工前に申請書、耐震診断結果の写し、耐震改修計画書、耐震改修費見積書等を持って建築課へ</p>
ブロック塀等撤去費補助金	<p>対象 通学路、道路、公共施設の敷地に面する、地盤面から1m以上の高さのブロック等の塀を撤去する工事</p> <p>補助額 通学路に面するもの▶対象経費の4分の3(上限1mあたり7500円又は総額15万円) 公共施設の敷地又は道路に面するもの▶対象経費の2分の1(上限1mあたり5000円又は総額10万円)</p> <p>手続き 工事着工前に申請書、位置図、撤去工事の内容を表した図面等、現場写真、撤去費用の見積書等を持って建築課へ</p>



補助・助成

担当▶健康推進課(保健センター内/☎(76)1133)	
妊産婦・乳児健康診査の助成	<p>対象 市内に住所があり、母子健康手帳交付後に受けた妊婦健康診査14回分、産婦健康診査1回分、乳児健康診査2回分、新生児聴覚検査1回分</p> <p>助成限度額 健康診査受診票に記載あり</p> <p>手続き 助産所・県外医療機関で健診を受けた場合は申請が必要。健診料支払い後に受診票に証明してもらい、申請書、受診票、領収書、印鑑を持って保健センターへ</p>
不妊治療等助成金	<p>対象 不妊治療を受けている法律上の夫婦で、夫婦のいずれかが市内に住所があり、夫婦とも健康保険加入者で治療開始日の妻の年齢が43歳未満。他市町村で同様の補助を受けていない人</p> <p>助成額 不妊検査、治療効果を確認するための検査、一般不妊治療、人工授精に係る治療費の自己負担合計額の2分の1で、1夫婦1年度(3月~翌年2月受診分)につき上限5万円。継続する2年間助成</p> <p>手続き 申請書、同意書、受診等証明書、領収書の原本、夫婦それぞれの保険証と印鑑等を持って保健センターへ</p>



市役所庁舎内電話番号一覧

市役所代表番号☎0566(76)1111

秘書課秘書係 (71)2201	市長・副市長の秘書、後援や市長賞に関すること	資産税課家屋係・償却資産係(71)2215	固定資産税(家屋・償却資産)の課税に関すること
秘書課広報広聴係 (71)2202	広報紙の発行・配布、ウェブサイトの管理、広聴に関すること	資産税課土地係 (71)2256	固定資産税(土地)の課税に関すること
人事課 (71)2203	職員採用、人事管理、職員給与、職員の福利厚生に関すること	納税課管理係 (71)2216	市税の口座振替等の納付方法に関すること
企画政策課 (71)2204	総合計画、広域行政、健幸都市の推進、公民連携に関すること	納税課納税係 (71)2217	市税の徴収、納税相談、滞納整理に関すること
経営情報課経営管理係・業務改革係・統計係(71)2205	事務組織、事務改善、統計に関すること	市民協働課地域振興係・市民協働係 (71)2218	地域コミュニティ・国内交流・多文化共生に関すること、市民活動の推進・市民協働・市民参加・男女共同参画に関すること。国際交流関係は、市国際交流協会(71)2260へ
経営情報課情報システム係(71)2207	情報処理、情報処理機器管理、情報セキュリティ対策に関すること	市民安全課市民安全係 (71)2219	防犯、交通安全に関すること
行政課庶務係・法規係 (71)2208	庁舎管理、条例・規則、選挙事務に関すること	市民安全課市民相談係 (71)2222	市民相談、法律相談、女性相談に関すること
行政課文書係 (71)2209	文書管理に関すること	市民課証明係 (71)2221	住民票、戸籍、印鑑証明、所得課税証明、納税証明、固定資産証明等の発行、印鑑登録、自動車臨時運行許可に関すること
財政課管財係 (71)2210	財産管理、土地開発公社に関すること	市民課届出係 (71)2268	住所変更・戸籍届出の受付に関すること
財政課予算係 (71)2275	市の財政、予算編成に関すること	市民課交付対策係・マイナンバー専用窓口(71)2271	マイナンバーカードの交付に関すること
契約検査課契約係(工事委託関係)・検査係 (71)2211	工事・委託の入札、入札参加資格申請の受付、工事検査に関すること	市民課戸籍係 (71)2269	戸籍の記載に関すること
契約検査課契約係(契約関係)(71)2212	物品の入札、入札参加資格申請の受付に関すること		
市民税課軽自動車税係 (71)2213	軽自動車税・たばこ税・入湯税の課税、税務相談に関すること		
市民税課市民税係 (71)2214	市県民税の課税に関すること		

危機管理課 <71>2220	地域防災計画、国民保護計画、自主防災組織、消防団、防災ラジオ、感震ブレーカー等に関すること	維持管理課水路管理係・施設管理係 <71>2237	道路用地、放置自転車の処理、市営駐車場に関すること
社会福祉課社会福祉係 <71>2262	福祉センター(明祥福祉センターを除く)の管理、民生委員に関すること	維持管理課維持係 <71>2274	道路の維持管理に関すること
社会福祉課福祉相談係 <71>2245	生活困窮者の生活・就労自立相談支援に関すること	土木課用地係 <71>2238	道路・橋・河川に係る公共用地の取得に関すること
社会福祉課生活支援係 <71>2224	生活保護に関すること	土木課道路建設係・道路安全係・河川係 <71>2239	道路・橋・河川の新設・改良、公共用物の災害対策に関すること
障害福祉課障害福祉係 <71>2225	障害者の手帳、手当等に関すること	建築課市営住宅係 <71>2240	市営住宅の申込、管理に関すること
障害福祉課障害給付係 <71>2259	障害者自立支援給付、障害福祉サービスに関すること	建築課建築指導係・開発指導係 <71>2241	建築確認、耐震、空き家、開発許可、住宅開発事業に関すること
高齢福祉課高齢福祉係 <71>2223	高齢者福祉サービス、敬老事業、老人クラブに関すること	施設保全課管理計画係・設備係 <71>2277	市有建物の保全計画・管理、設備に係る設計・営繕・保全に関すること
高齢福祉課地域支援係 <71>2264	地域包括ケアシステム、高齢者の相談・支援に関すること	施設保全課保全係 <71>2242	市有建物の設計・営繕・保全に関すること
高齢福祉課介護保険係 <71>2290	介護保険事業者の指導及び監督に関すること	都市計画課 <71>2243	まちづくり等の都市計画、あんくるバス、あんくるタクシー、レンタサイクルに関すること
高齢福祉課介護給付係 <71>2226	介護保険の給付、保険料の賦課・徴収に関すること	公園緑地課 <71>2244	公園の整備及び公園・緑地の維持管理に関すること
高齢福祉課介護審査係 <71>2257	介護保険の認定申請に関する受付・認定審査に関すること	区画整理課事業管理係・工務係 <71>2246	桜井土地区画整理事業の保留地・工事、区画整理完了地区に関すること
国保年金課国保係 <71>2230	国民健康保険の資格・給付、国民健康保険税の課税に関すること	区画整理課桜井換地係 <71>2261	桜井土地区画整理事業の換地・移転補償に関すること
国保年金課年金係 <71>2231	国民年金に係る届出(1号への切替・免除申請・裁定請求等)に関すること	南明治整備課 <71>3751	南明治土地区画整理事業の工事・換地・移転補償に関すること
国保年金課医療係 <71>2232	後期高齢者医療、子ども・母子父子家庭・障害者・精神障害者医療、未熟児養育医療に関すること	下水道課経営係 <71>2247	下水道事業受益者負担金・下水道使用料に関すること
子育て支援課児童給付係(児童手当関係) <71>2227	児童手当、児童遊園の管理に関すること	下水道課排水設備係 <71>2258	下水道への接続、排水設備指定工事店の指定及び指導に関すること
子育て支援課児童給付係(児童扶養手当関係) <71>2229	児童扶養手当、ひとり親家庭の相談に関すること	下水道課工務係 <71>2248	下水道の計画、設計、工事、維持管理に関すること
子育て支援課児童家庭係 <71>2272	子どもの養育相談、児童虐待等に関すること	水道業務課 <71>2249	水道の使用開始・中止の受付、水道メーターの検針、水道料金の決定・徴収、漏水減免に関すること
保育課 <71>2228	保育園・幼稚園・認定こども園に関すること	水道工務課 <71>2250	給水装置工事の申込、配水管の布設・漏水・断水等、維持管理に関すること
農務課農政係・振興係 <71>2233	地域農業の活性化・振興に関すること	会計課 <71>2251	市の収入支出、県収入証紙の販売に関すること
農務課農地係 <71>2234	農業委員会、農地の管理に関すること	議事課 <71>2252	議会・議員に関すること
土地改良事業室 <71>2236	土地改良事業、農道・農業用排水施設の維持管理に関すること	監査委員事務局 <71>2255	市の財務や事業についての監査・検査・審査に関すること
商工課 <71>2235	商工業の振興、観光、安城七夕まつり、消費者行政、労働・雇用に関すること		
環境都市推進課環境政策係 <71>2280	環境基本計画、地球温暖化対策、環境教育の推進に関すること		
環境都市推進課環境衛生係 <71>2206	公害防止、狂犬病予防対策、市営霊園の管理に関すること		



公共施設等の電話番号一覧

支所等	
明祥支所	<92>0002
桜井支所	<99>0861
北部支所	<98>8468
証明・旅券窓口センター (アンフォーレ本館内)	<71>2266
教育関係施設	
教育センター	<75>1010
教育委員会総務課	<71>2253
教育委員会学校教育課	<71>2254
青少年の家	<76>3432
市民会館	<75>1151
安祥閣	<74>3333
へきしんギャラクシープラザ (文化センター)	<76>1515
桜井公民館	<99>3313
北部公民館	<98>3751
西部公民館	<76>9393
作野公民館	<74>3977
安祥公民館	<77>5070
東部公民館	<77>7881
二本木公民館	<77>8611
中部公民館	<74>8570
昭林公民館	<77>6688
明祥公民館	<92>3521
アンフォーレ本館	<76>1400
図書情報館 (アンフォーレ課)	<76>6111
歴史博物館	<77>6655
市民ギャラリー	<77>6853
丈山苑	<92>7780
柿田公園管理事務所 「エコきち」	<98>3784

健康福祉施設	
保健センター	<76>1133
休日夜間急病診療所	<76>2022
総合福祉センター	<77>7888
北部福祉センター	<97>5000
西部福祉センター	<72>6616
作野福祉センター	<72>7570
桜井福祉センター	<99>7365
中部福祉センター	<76>0090
安祥福祉センター	<73>5757
明祥福祉センター	<92>3641
社会福祉会館	<77>2941
あんステップ	<77>7795
高齢者生きがいセンター	<76>1415
虹の家	<76>2233
こども関連施設	
北部児童センター	<98>3751
作野児童センター	<74>3977
中央児童センター	<77>7888
桜井児童センター	<99>3313
二本木児童センター	<77>8611
中部児童センター	<74>8570
西部児童センター	<72>6616
安祥児童センター	<73>5757
明祥児童センター	<92>3521
あんぱ〜く(児童クラブ係)	<72>2319
安城市子育て支援センター	<72>2317
二本木子育て支援センター	<77>2774
あけぼの子育て支援センター	<97>2276
さくら子育て支援センター	<99>2100
和泉子育て支援センター	<92>8100
あんじょうファミリー・ サポート・センター	<72>2315

運動施設・公園	
東祥アリーナ安城(体育館)	<75>3535
マーメイドパレス	<92>7351
スポーツセンター	<75>3545
安城産業文化公園 デンパーク	<92>7111
堀内公園	<99>5947
ごみ関連施設	
リサイクルプラザ	<76>3053
環境クリーンセンター	<92>0178
せん定枝 リサイクルプラント	<77>4185
清掃事業所	<76>3053
その他の施設	
総合斎苑	<72>6626
市民交流センター	<71>0601
アグリライフ支援センター	<92>6200
消防	
衣浦東部広域連合	<63>0119
安城消防署	<75>0119
安城消防署北分署	<97>0119
安城消防署南分署	<92>0119
安城消防署西出張所	<72>0119
その他の官公庁等	
愛知県農業共済組合 西三河支所	<77>3220
安城警察署	<76>0110
衣浦東部保健所 安城保健分室	<75>7441
安城県税センター	<76>2101
安城区検察庁	<76>3278
安城簡易裁判所	<76>3461
西三河水道事務所	<98>5651
明治用水土地改良区	<76>6241
西三河農林水産事務所 農業改良普及課	<76>2400



本冊子の内容はいずれも
令和2年6月1日現在の情報です
発行/安城市役所
編集/企画部秘書課広報広聴係
〒446-8501
愛知県安城市桜町18-23
☎0566(76)1111(代表)